

外国人の日本語教育に関する実態調査
—地域における日本語教育を中心として—
結果報告書

令和 5 年 1 月

総務省行政評価局

前書き

我が国における在留外国人数は、平成 24 年以降、増加傾向をたどり、令和 4 年 6 月時点で約 296 万人と過去最多を記録した。また、我が国で就労する外国人も令和 3 年 10 月末時点で約 173 万人と過去最多を記録している。

政府は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、「外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要」とされた。さらに、令和元年 6 月には、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）が施行され、国や地方公共団体の責務として、外国人等に対する日本語教育に係る施策を実施することが定められた。政府は、この法律に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和 2 年 6 月 23 日閣議決定）を策定し、日本語教育の推進の基本的な方向や具体的施策例等を示している。

文化庁では、この基本的な方針を踏まえて、地方公共団体による地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を実施し、都道府県や政令指定都市が実施する日本語教育環境を強化する取組を支援するとともに、日本語教室が開催されていない地域を対象とした日本語教室の立ち上げを支援している。

しかしながら、前述の「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」においても、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様でなく、また、外国人等の集住地域や散在地域があることや、日本語教育を担う人材等の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域差が大きくなっていることが指摘されている。

本調査は、地方公共団体における日本語教育施策の取組状況等の実態を明らかにし、地域における日本語教育を推進するための国の支援の在り方の検討に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 地域における日本語教育に係る施策の概要等	
(1) 地域における日本語教育に係る施策の概要	2
(2) 調査対象選定の考え方	5
2 地方公共団体における日本語教育施策の取組状況	
(1) 地域における日本語教室の概況	7
(2) 調査対象都道府県における日本語教育施策の取組状況	7
(3) 調査対象市町村における日本語教育施策の取組状況	18
第3 まとめ	35
資料編	37